平成２９年（フ）第２９６号
石川県白山市竹松町156番地、従前の本店所在地金沢市安江町18―12
債務者　ライフスタイルデザイン合同会社
代表者代表社員　鈴木　昭典
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　光代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午後２時
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７４６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番18号
債務者　有限会社Ｆａｃｅ　Ｃｏ．
代表者代表取締役　植山　正一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４７号
埼玉県戸田市大字新曽1178番地
債務者　株式会社山藤電機製作所
代表者代表取締役　後藤　浩子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県一宮市瀬部字山北４番地の１
債務者　有限会社島倉工業
特別代理人　森　由紀夫
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晴男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時30分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第６５号
宮城県石巻市三和町６番17号
債務者　株式会社高砂長寿味噌本舗
代表者代表取締役　高砂　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後３時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
長野県駒ヶ根市経塚12番１
債務者　有限会社ＡＳＹＭ
代表者取締役　中原　孝之
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平島　史彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第４７６号
東京都豊島区東池袋１丁目31番10号
債務者　株式会社ＳＣプランニング
代表者代表取締役　引地　伸介
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後７時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５９号
長野県下伊那郡阿智村智里438番地１　コーポ樹202号
債務者　原澤　義之
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１１９１号
京都府宇治市五ケ庄一里塚25番地の47
債務者　鈴木富美子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５４号
京都市伏見区淀新町121番地　アーバンギア121　Ａ－１号室
債務者　高木　勝明
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８３号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ａ棟616号
債務者　村田　知子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５６号
京都市伏見区淀美豆町251番地27
債務者　宮腰　麻也
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
京都市伏見区新町６丁目474番地２　新六アパート　２－Ｃ
債務者　寺田　泰弘
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
奈良県香芝市瓦口2205番地　グランディール・ヤマナカ602号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番９―501号
債務者　酒井　浩
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第８号
福岡県久留米市三潴町西牟田681番地７　カーサ・フェリーチェ弐番館102号
債務者　Ｋ－ｆａｍこと　喜田　遼
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０８号
岩手県北上市常盤台３丁目14番25号エステートサワフジ02―101
債務者　照井　政則
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１号
岩手県花巻市諏訪318番地　市営大谷地アパート112号
債務者　照井　英光
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部